

こうなご小型まき網漁業許可の取扱方針

(平成10年5月25日制定)

(目的)

第1 こうなごの生育場所である佐井村地先において小型まき網による漁獲効率及びこうなごの資源状況を把握することにより、こうなご漁業の健全な発展と資源管理の適正化を図り、漁業経営の安定に資するため、許可取扱について、この方針を定める。

(許可の申請)

第2 この漁業の許可を受けようとする者は、青森県海面漁業調整規則第8条に規定する申請書に次に掲げる書類を添えて申請すること。

- 1 使用漁具図
- 2 所属漁業協同組合長の副申書
- 3 所属漁業協同組合の許可船に違反が生じた場合は、ただちに操業を停止し、許可証を返納する旨の誓約書
- 4 その他知事が必要とする書類

(許可の対象者)

第3 許可の対象者は、下北郡佐井村に住所を有する者であって、次の各号の1に該当する者。

- 1 前年度において、この漁業許可を受け誠実に営んでいる者。
- 2 その他知事が特に事情やむを得ないと認めた者。

(許可の対象漁船)

第4 許可の対象漁船は、次の各号に該当するものとする。

- 1 総トン数5トン未満のもの。
- 2 当県の登録漁船で、下北郡佐井村に根拠地を有する漁船。
- 3 その他、知事が特に事情やむを得ないと認めた漁船。

(許可をしない場合)

第5 青森県海面漁業調整規則第23条の規定を適用するほか、次の場合は許可しない。

- 1 過去1年間における悪質な漁業違反者またはその違反船をもって申請したとき。

(漁業違反者等に対する措置)

第6 前項に該当するもの以外の漁業違反者には、その実情に応じ10日の範囲内で許可の始期をおくらせる。

(操業区域)

第7 操業区域は、次の区域とする。

東共第48号共同漁業権漁業区域のうち、佐井村福浦、下の崎に設置した標柱から290度の線以北の海域。ただし、水深15メートル以深の海域を除く。

(操業期間及び許可期間)

第8 操業期間は許可の日から6月30日までとし許可期間は1年以内とする。

(制限又は条件)

第9 許可するにあたり、次の制限又は条件を付するものとする。

- 1 漁業権漁業を妨げてはならない。
- 2 小型定置網の前面及び後面50メートル以内の海域では操業してはならない。
- 3 正午から日没までの間以外は操業してはならない。

(許可隻数)

第10 許可隻数は、6隻以内とする。

付則

- 1 当分の間、当該取扱方針は従前から実施している試験操業として取り扱うものとする。
- 2 試験操業に係る実施方法及び結果報告は、従前の実施要領に基づいて行うものとする。